

様式第一（第六条関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特許出願人の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

特許出願人の住所又は居所

特許出願を維持する場合の提出書

(文書発簡番号) 第 号 (年 月 日) により通知された特願 _____ に
ついて、特許出願を維持するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保
の推進に関する法律第67条第10項の規定により、同条第9項第1号から第3号までに
掲げる事項について、以下のとおり記載して提出します。

1 特許出願人に関する事項

(1) 特許出願人における保全対象発明となり得る発明に係る情報管理状況

項 目	チェック ボックス	備 考 (該当していない場合はその理由 及び今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の状況		
イ 保全対象発明となり得る発明に係る情報（以下この様式において「発明に係る情報」という。）を取り扱う者を適正に管理するとともに、発明に係る情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「情報管理責任者」という。）を指名しているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う者の責務及び業務を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 情報管理責任者及び発明に係る情報を取り扱う者並びにこれらであった者の氏名その他発明に係る情報を	<input type="checkbox"/>	

適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備しているか。		
ニ 発明に係る情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱っているか。	<input type="checkbox"/>	
ホ 発明に係る情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、発明に係る情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ヘ 発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る情報を取り扱う者の範囲を必要最小限にとどめているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う者を追加しようとするときは、あらかじめ、その者について、情報管理責任者に発明に係る情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、発明に係る情報を取り扱わせないこととしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 発明に係る情報を取り扱う者に対して、項目一 ホの規程を遵守させるための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 情報管理責任者に発明に係る情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る情報を記録する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体若しくは物件又は当該発明に係る情報を化体する物件（以下この様式において「発明に係る文書等」という。）を取り扱う区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入	<input type="checkbox"/>	

りの管理及び制限をするための措置を講じているか。		
ロ 発明に係る文書等の保管は、特定区域において適切な保管設備を用いて発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 新たに発明に係る文書等を複製又は製作しようとするときは、あらかじめ、その理由を示して、情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 発明に係る文書等を特定区域から持ち出そうとするときは、あらかじめ、その理由を示して、情報管理責任者の承認を得ることとしているか。	<input type="checkbox"/>	
ホ 発明に係る文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、発明に係る文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
四 技術的な情報管理に関する措置の状況		
イ 電子計算機において発明に係る情報の処理及び閲覧をすることができる者を限定するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者に関する事項

(1) 特許出願人以外に保全対象発明となり得る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の有無（該当する方を○で囲むこと）

有	無
---	---

(2) 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者に関する情報

ア 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の数（事業者数を記載すること）

イ 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の個別状況（事業者が複数の場合は下の表を追加すること）

事業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
事業者の住所又は居所		
項 目	チェック ボックス	備 考 (該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理するとともに、発明に係る情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者として、情報管理責任者を指名しているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う者の責務及び業務を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 情報管理責任者及び発明に係る情報を取り扱う者並びにこれらであつた者の氏名その他発明に係る情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 発明に係る情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱っているか。	<input type="checkbox"/>	

ホ 発明に係る情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、発明に係る情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
へ 発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る情報を取り扱う者の範囲を必要最小限にとどめているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う者を追加しようとするときは、あらかじめ、その者について、情報管理責任者に発明に係る情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、発明に係る情報を取り扱わせないこととしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 発明に係る情報を取り扱う者に対して、項目一 ホの規程を遵守させるための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 情報管理責任者に発明に係る情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る文書等を取り扱う区域を特定し、その特定区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る文書等の保管は、特定区域において適切な保管設備を用いて発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じた上でを行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 新たに発明に係る文書等を複製又は製作しようとするときは、あらかじめ、その理由を示して、情	<input type="checkbox"/>	

報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめているか。		
ニ 発明に係る文書等を特定区域から持ち出そうとするときは、あらかじめ、その理由を示して、情報管理責任者の承認を得ることとしているか。	<input type="checkbox"/>	
ホ 発明に係る文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。	<input type="checkbox"/>	
へ イからホまでに掲げるもののほか、発明に係る文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
四 技術的な情報管理に関する措置の状況		
イ 電子計算機において発明に係る情報の処理及び閲覧をすることができる者を限定するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

3 変更の予定

(1 又は 2 に記載した事項について、本様式の提出後に変更の予定があるときは、その変更の内容を記載すること。)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二（第十一条第一項関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定特許出願人の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指定特許出願人の住所又は居所

発明共有事業者の追加に係る承認申請書

特願_____に係る保全対象発明に係る情報の取扱いを新たに認める事業者について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第76条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者

事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
事業者の住所又は居所	

2 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることが必要な理由

3 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者における情報の管理の予定

項目	チェックボックス	備考 (該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の可否		
イ 指定特許出願人が取り扱うことを認めようとする保全対象発明に係る情報（以下この様式において「保全対象発明情報」という。）を取り扱う者を適正に管理するとともに、保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な	<input type="checkbox"/>	

実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「保全情報管理責任者」という。）を指名することは可能か。		
ロ 保全対象発明情報を取り扱う者の責務及び業務を明確にすることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ 保全指定の期間、保全情報管理責任者及び保全対象発明情報を取り扱う者並びにこれらであった者の氏名、実施の許可の状況その他保全対象発明情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ホ 保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
へ 項目一 ホの規定を策定し、又はこれを変更しようとする場合にあっては、あらかじめ、指定特許出願人の確認を受けることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ト 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の可否		
イ 保全対象発明情報を取り扱う者の範囲を必要最小限にとどめることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全対象発明情報を取り扱う者を追加しようとするときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報	<input type="checkbox"/>	

を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないことは可能か。		
ハ 保全対象発明情報を取り扱う者に対して、項目一 ホの規程を遵守させるための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全情報管理責任者に保全対象発明情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行わせることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の可否		
イ 保全対象発明情報を記録する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体若しくは物件又は当該保全対象発明情報を化体する物件（以下この様式において「保全対象発明情報文書等」という。）を取り扱う区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ 新たに保全対象発明情報文書等を複製又は制作しようとするときは、あらかじめ、その理由を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全対象発明情報文書等を特定区域から持ち出そうとするときは、あらかじめ、その理由を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとすることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ホ 保全対象発明情報文書等を廃棄	<input type="checkbox"/>	

<p>する場合には、復元不可能な手段で行うことは可能か。</p>		
<p>ヘ イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずることは可能か。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>四 技術的な情報管理に関する措置の可否</p>		
<p>イ 電子計算機において保全対象発明情報の処理及び閲覧をすることができる者を限定するための措置を講ずることは可能か。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>ロ 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずることは可能か。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずることは可能か。</p>	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

それぞれの項目の措置を講ずることが可能である場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講ずることが可能であることを証する書類を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第十一条第二項関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定特許出願人の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指定特許出願人の住所又は居所

発明共有事業者の変更に係る届出書

特願_____に係る保全対象発明に係る発明共有事業者について、下記のとおり変更が生じたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第76条第2項の規定により、届け出ます。

記

1 変更が生じた発明共有事業者

事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
事業者の住所又は居所	

2 変更の内容

3 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第十二条関係）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

請求者の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

請求者の住所又は居所

補償請求書

特願_____に係る保全対象発明について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第80条第2項の規定により、下記のとおり補償を請求します。

記

- 1 補償請求額の総額及びその内訳
- 2 補償請求の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（第十三条関係）

表

年	月	日	発行第	号（	年	月	日まで有効）
職	名	氏	名	生	年	月	日

(写真)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第84条第1項による立入検査証

(発行権者)

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第八十四条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定特許出願人及び発明共有事業者に対し、保全対象発明の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該者の事務所その他必要な場所に立ち入り、保全対象発明の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。